

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷五十四第

行發日一月十年二十和昭

論叢

新刻天工開物及支那工業管闕……………法學博士 財部 靜治
 資金とその量定……………經濟學博士 小島 昌太郎
 貨幣本質に關する若干の問題……………文學博士 高田 保馬

時論

原料統制と輸入統制……………經濟學博士 谷口 吉彦

研究

ケインズの『一般理論』に關する諸問題……………經濟學士 柴 田 敬
 チュルゴの租稅論……………經濟學士 島 恭 彦
 再保險學說の發展……………經濟學士 佐波 宣平

說苑

ナチスに於ける國民共同體の理論……………經濟學士 中川 與之助
 移住統計法……………經濟學士 青盛 和雄
 大都市近郊の農村……………經濟學士 田 杉 競

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（禁 轉 載）

再保險學說の發展(下)

目次

- 一、序言 二、初期に於ける概念の渾沌 三、組合契約説 四、同種保險説(以上前號所載)
五、責任保險説 六、固有保險説 七、特殊責任保險説 八、結言

佐波宣平

五 責任保險説

責任保險説とは再保險契約をもつて元受保險者が彼の保險契約者に對して負ふ填補責任に關する保險契約、従つて、責任保險の一種であるとする學説である。その特徴はそれが再保險契約の被保險利益をば元受保險者の填補責任であると明確に把握し、もつて、元受保險契約の被保險利益と再保險契約のそれとをはつきり區別したる點である。かくして、本説は、再保險の法律關係について、元受保險者は彼の保險契約者に對して全部的に填補責任を負ひ、次に、彼がこの填補責任の全部または一部を再保險することによつて、再保險者が元受保險者に對して填補責任を負ふ、従つて、再保險者は元受保險契約者に對しては全然填補責任を負ふものではない、との結論に到達するものである。この責任保險説は既に度々引用せるエーレンベルグの著「再保險論」に於て明に見出される。彼は「再被保險者は彼が保險者として引受けたる填補責任即ちその保險契約より發生する彼の責任の結果に對して保險に附する。従つて、再保險は責任保險 (Hafpflichtversicherung) である。」¹⁾と言つてゐる。併し、

1) V. Ehrenberg, Rückversicherung, S. 6, 108.

彼の場合には組合契約説から脱し得ざる責任保険説であつて、従つて、再保険を責任保険と規定するときにも、十分な論據を示し得なかつた²⁾。だが彼に倣つてその後法律學者にしてこの説を採るもの極めて多數にして、今では外國は固より我が國に於ても責任保険説が通説となつてゐる。

普通に、責任保険説に對してはたゞ法律的解釋がなされるわけであつて經濟的根據については殆んど觸れるところがない。併し、如何なる法律學説と雖も、それが經濟現象または行爲に關するものなる限り、多かれ少なかれ經濟的基礎の説明たらざる筈はない。そこで、私はこの稿本來の企圖としてこの學説が再保険の經濟的本質を如何なる仕方で把握してゐるかを考察して見たい。

廣く保險一般の經濟的本質について觀るに、保險とは人々が經濟生活を安固ならしめんが爲めにまたは將來に於ける貨幣的需要を充足せんが爲めに組織したる經濟的準備の一つである。ところで、いま、再保険を保險一般に屬するとして考へて見る。この場合經濟生活、または將來に於ける貨幣的需要の主體は元受保險者である。即ち、彼は自己の引受けたる保險契約について保險事件の發生する場合には一定の金錢的支出即ち填補をなすべき状態に立至る。この支出は、多かれ少なかれ、彼の經濟生活をして危ふからしめ、または、彼をして貨幣的需要を充足するの必要に至らしめる。そこで、彼は、彼の經濟生活の安固または將來の偶然的なる貨幣的需要の充足のため、豫めその填補責任につき保險に附するのであつて、この保險が即ち再保險である。³⁾

このやうな解釋は、既にレーヴィスの著「保險法講義」(一八八九年)の中に見出される。彼は、エーレンベルグの提言に倣つて早くも責任保険説を採り、これに次の如き説明をなしてゐる。

2) A. Hanzlik, Die juristische Natur der Rückversicherung, S. 31.

3) F. Hermannsdorfer, Technik und Bedeutung der Rückversicherung, 1927. S. 8.

「被保險者〔再被保險者または元受保險者〕がこの種の保險〔再保險〕に於て填補を受けんと欲する利害(Interesse)は、彼が第三者〔元受保險契約者〕と爲したる契約(保險契約)に基いて一定の事故の發生する場合には財産的支出を爲すべき結果に至るといふ關係である。⁴⁾

かやうに考察すると、再保險契約をもつて元受保險の填補責任についての保險契約、従つて、責任保險の一種である、とするこの學說の考へ方は、法律的存在であると同時にまた經濟的でもあり得る。併し乍ら、責任保險說に於ける、經濟現象または行爲としての再保險に對する、把握が、もしこゝで私の試みた説明の如くであるとすれば、それは保險契約一般のもつ經濟的根據に對する把握に外ならず、従つて、それは何等再保險のもつ經濟的特殊性を表明するものではない。ところで、これは責任保險說そのものゝ考へ方が餘りにも一般的に過ぎて再保險に於ける被保險利益たる元受保險者の填補責任をたゞ一般の責任保險に於ける責任と同一視してゐるに由因するのである。そこでは、たゞ、元受保險者に於ける保險契約上の填補責任と言ふだけであつて、その填補責任のもつ特殊性をより奥深く突きとめて究明しやうとはしないのである。⁵⁾ かくして、責任保險說は、ハンツソツクの大袈裟な表現を用ひれば「再保險の固有の本質に暴行を加へる、または、再保險の基本原理を侵害する」⁶⁾の結果となつてゐる。これ、責任保險說が、法律學說として從來の諸說よりも著しき進展を遂げてゐながら、なほ、再保險のもつ經濟的特殊性の把握に缺くるところがあり、従つて、後述する如く、當然他の學說からこの方面に於ける修正を受けざるを得ない所以である。

4) W. Lewis, Lehrbuch des Versicherungsrechts, 1889, S. 112. []の中は佐波配入
5) 例へば、水口吉藏著、保險法論、大正十四年、p. 406.; 田中耕太郎講述、保險法講義要領、昭和四年、p. 132. 133.
6) A. Hanzlik, a. a. O., S. 31.

六 國有保險說

上に述べた如く、責任保險說に對する修正は再保險契約の被保險利益たる元受保險者の填補責任に對する法律的吟味によつて爲さるべきである。而して、この修正は非常に興味深くも三つの異りたる方向より施されてゐる。第一の修正はゲルハード、ハーゲン等によつて行はれてゐる。彼等はドイツ保險契約法のコンメンタール¹⁾に於て次の如く主張する。

「通常謂ふところの責任保險は、單に契約外の要求 (Ansprüche) のみならず、また、保險契約者と第三者との間の契約に基く要求をも包含してゐる。併し乍ら、純粹の契約上の履行はこれより除外しなければならぬ。何んとなれば、保險契約者が自ら負擔する契約上の給付 (保險料の支拂) とこの給付責任のために彼が契約の相手方 (保險者) より受ける契約上の給付とは、決して法律上の意味の損害ではない。それ故、或る人 (再保險者) が他人 (元受保險者) に對してその他人 (元受保險者) が第三者 (元受保險契約者) に約定せる契約上の給付を爲すべく定めたる契約は、たとへそれが保險契約であるとするも、損害保險には屬しない。こゝに於て、再保險は全く責任保險ではなくなる。蓋し、元受保險者の填補責任は純粹なる契約上の履行であつて決して偶然なる損害ではないからである。²⁾」

即ち、ゲルハード、ハーゲン等は、先づ、責任を法律上の責任 (gesetzliche Haftung) と契約上の責任 (vertragliche Haftung) との二つに區別する。而して、彼等のこの區別はフランスに於て法律上の責任を *responsabilité*、契約上の責任を *garantie* と言つて夫々區別してゐることに據つてゐるのである。いま、彼等によれば、契約上の責任は契約上當然のことに屬し従つてこれが履行は當人にとつて決して法律上の意味の損害ではない。ところで、こゝで問題とする再保險の被保險利益たる填補責任は元受保險者と彼の保險契約者との間に於ける契約

1) Gerhard, Hagen u. a., Kommentar zum deutschen Reichsgesetz über den Versicherungsvertrag, 1908.
2) F. Herrmannsdorfer, Wesen. S. 35. [] の中は佐波記入

上の責任である。従つて、再保險契約は損害保險には屬さない、と言ふのである。併し乍ら、これに對しては多數の法律學者より反對が唱へられた。即ち、「責任保險に於ける責任なる觀念を斯く狭く解する理由毫もなく、其の責任が不法行爲より發生すると契約不履行又は不完全履行より發生すると、將た又、契約の通常の履行として生ずると其の如何なる法律上の原因に基くかは問ふを要しない。」³⁾「この説に従へば、もし途中の運送上の危険を負擔するところの買手がその買値をもつて保險價額となしその商品を附保する場合、その保險は損害保險ではなくなる。何んとなれば保險者はこの場合純粹なる契約上の給付を填補するが故である。即ち、買手は、買手の商品が海中に沈没せる場合にも買値の支拂をなすべき責任があり、彼はこの責任に基いて賣手に支拂をなすからである。」⁴⁾等の抗議がなされたのであつて、これにより、ゲルハード、ハーゲン等の説は法律論としては次第に顧られなくなつてゐる。

けれども、吾々が經濟學的に考へるときこの學説には貴重なる要素が含まれてゐる。勿論、ゲルハード、ハーゲン等にあつては専ら法律論または法律的解釋としてこれを提唱したものであらう。併し、經濟學的に、従つて、この場合、客觀的に考察するとき、この提唱は實に再保險の經濟的本質闡明への貴重な努力に外ならない。即ち、この説にあつては、再保險に於ける責任と通常の責任保險に於ける責任とを劃一的に規定しやうとする責任保險説に於ける如き法律的形式論に飽き足らず、再保險を責任保險一般より分離してその特性を強く表明しやうとしたのである。再保險が保險契約の保險契約であるといふ點に於て他の一般責任保險とは自ら異にしてもつところの經濟的本質を法律的に把握しやうと、彼等は努力したのである。併し乍ら、なほこの學説に於ては、たゞ、法

3) 山戸嘉一、再保險契約の研究、海運一五一號、p. 24.

4) C. Ritter, Das Recht der Seeversicherung, Bd. I, S. 158, 159.

律上の責任と契約上の責任との區別にのみ依據しやうとしたのであり、この故に、未だ再保険と他の一般責任保険との完全なる分離を果し得てゐない。蓋し、他の一般的責任保険のうちに於ても、再保険と同じく契約上の責任をもつて被保険利益とするものがあるが故である。従つて、この學説は再保険の經濟的特性の表明に向ひつゝ、未だ不充分の域を脱し得ないでゐる。

責任保険説に對する第二の修正説は、再保険に於ける再保険者對元受保険契約者の關係と一般責任保険に於ける保険者對第三者の關係とを比較對照することによつて、再保険を一般責任保険より區別しやうとするのである。この修正説の代表者北田彦三郎學士は次の如く主張する。⁴⁾

「再保険契約は其性質上前提保険と絶對的に獨立したる契約にして前提保険の被保険者は再保険者に對し毫も法律上の關係に立つを許さず。此原則はエメリゴン氏によつて提唱せられてより以來確立せる原則として學者の全然一致する所なり。蓋し再保険は保險業經營の必要より生じたる危険分割を其目的要素となすものにして之を以て前提被保険者が前提保険者に對する賠償請求權行使の安全を確保することは全然再保険觀念の要素にあらず。何となれば、再保険の場合に於ては前提被保険者は唯り前提保険者と業務關係に立つものにして絶對的信用を此一人に置き前提保険者が其擔保せる危険の全部又は一部を他の保險者に再保険するや否やは毫も其問はざる所なり。否寧ろ全部の再保険は前提被保険者の意思に反すること往々にしてこれあり。故に前提保險者は再保險者の支拂不能を以て之を前提被保險者に對抗すること能はざるが如く、前提被保險者も亦其前提保險者の破産の故を以て直接に再保險者に對し前提保險者に代り其賠償を請求する權利を認る能はず。……要之に再保險關係は單に保險者が其擔保する危険の分割を目的としたる保險者對再保險者の内部關係にして之を以て前提被保險者に對する其請求權の行使を確保すべき目的を含まざるは明かなり。

然るに責任保險の目的要素は主として此保險の存在に由て被保險者に對し法律上又は契約上より生ずる損害賠償請求權を有する第三者をして一層其請求權の行使を安全にせしむるにあり。之を責任保險者より見れば第三者が其被保險者に對して有する損害賠償請求權の行使を確保するにあり。故に完全に此保險が其目的を遂行せんとすれば責任保險者と第三者との直接なる法律關

4) 北田彦三郎、再保險契約の法律上の性質、法學新報第一九卷第一〇號、p. 24-

係を認めざるべからず。換言すれば被保險者が破産したる場合に於て被保險者に對し損害賠償の請求權を有する第三者は其請求權行使の安全を確保する責任保險者に向て被保險者に代つて直接の請求權を認めざるべからず。此原則は責任保險の目的要素より來る當然の結果にして獨逸新保險契約法の明定する所なり。

要之に再保險の法律上の性質を解説して之を責任保險の一種なりとなすは未だ完全なる學說なりとなすことを得ず。」

即ち、この説は、再保險をもつて責任保險の一種となすは妥當でない。何んとなれば、再保險に於ては再保險者と元受保險契約者とが法律上全く無關係なるを本來とするが、責任保險に於ては保險者に對する直接請求權を被害者たる第三者に認めて居り従つて保險者と第三者とが法律上直接の關係に立つが故である、と主張するのである。

而るに、この北田説に對しては法律學者より反對が唱へられ、一般に、「責任保險の目的要素を第三者が其被保險者に對して有する損害賠償請求權の行使を確保するに在りとした所に重大なる誤解を爲してゐる。それは法律問題としては責任保險の直接目的でなく唯經濟上斯る結果を生ずるに過ぎない。」⁵⁾「責任保險に於て直接請求權を被害者たる第三者に認むるも一に立法政策より來るものなるを以て彼此異なるあるを以て其責任保險に非ずと論斷するは早計なり。」⁶⁾と、批判が下された。

併し、吾々が經濟學的に考察する場合、再保險と一般の責任保險とは經濟的目的を必ずしも同一にするものではない。再保險は本來第一義的には元受保險者に於ける危険の平均といふ元受保險者内部の保險技術上の目的のために生れたる經濟制度である。従つて法律的には再保險者と元受保險契約者とは無關係なるを當然の建前とする。ところが、責任保險に於ける目的はこれを廣義に解するときには加害者に於ける賠償責任の履行即ち加害者

5) 山戶嘉一、前掲論文 p. 25.

6) 水口吉藏著、保險法論 p. 409. 410.

の貨幣的需要充足を目的とすると言ひ得るであらうが、狹義の責任保険殊に近代の責任保険に於ける固有の目的は被害者をして完全な損害賠償を得せしめることに存してゐる。この目的上の差異は當然法律關係に於ても現れるべき筈であり、北田學士の所説は正にこの法律關係上の差異に立脚せるものである。併し、吾々が再保険の技術的考察から一步を進めてその經濟的本質を一種の利害共同體と見るとき、再保険者は元受保険者と共に同一危険を分擔すると考ふべきであり、従つて、北田學士が特に強調するところの再保険と一般責任保険とに於ける差異は經濟學的には重要な問題ではなくなる。要するに、北田學士のこの企圖は、法律論それ自體の價値はともかくとして、再保険を一つの保険技術として考察することによつて責任保険説に修正を試みたる特徴ある法律學説といふべく、再保険學説發展史上特異の存在理由をもつものと評價することが出來やう。

七 特殊責任保険説

こゝで私が特殊責任保険説と命名せる學説は、右に固有保険説の名の下に擧げたる二つの學説とも、責任保険説に對する修正説の一つであつて、その特徴は、再保険本來の關係を明確に認識することによつて再保険に於ける被保険利益たる填補責任をば責任一般より區別してその特殊性を把握しやうとするにある。こゝで再保険本來の關係とは、再保険は元受保険なくしては存在し得ない (Ohne Hauptversicherung, keine Rückversicherung)¹⁾ または謂ふところの填補責任は元受保険なくしては考へ得られぬといふ關係であつて、この關係は一般の責任保険に於ては存在し得ない。即ち、一般の責任保険は何等前提となるべき保険なくして成立し得る。従つて、そ

1) A. Hanzlik, a. a. O., S. 27.

では單なる責任が問題とされる。これに反して、再保險に於ては前提たる保險契約に基く(填補)責任が問題とされる。即ち、自己の性格または條件をすべてその前提たる元受保險契約より受くるところの填補責任が問題とされるのである。この區別に論據を置くのが特殊責任保險説であつて、かくして、それは、再保險は形式的には廣義の責任保險として考へられるが、そのの被保險利益たる填補責任にしてかゝる特質をもつ以上、その法律的適用についてはすべて當該元受保險に於ける規定に従はなければならない。責任保險に屬すればとてこれに一般責任保險に於ける法律規定を適用すべきではないと、主張するのである。

この學説は、歴史的にはさきに同種保險説を説明せる場合に少しく觸れたる如く、既にエーレンベルグの主張せるところである。いま、彼に於ける一聯の考へ方を見るに、彼は、先づ、さきに述べた如く再保險をもつて責任保險の一種と定義する。¹⁾併し、すぐ引續いて一般責任保險の諸種の場合を説明したる後、一再保險は責任保險のこれらの場合とは完全に異なる特質を有する²⁾と看破し、次いで、他の場所に於て、「再保險は私法關係に於けるその一般的法律的性質をその關與する元受保險より刻印られる。従つて、再保險は海上保險・火災保險・生命保險等と同じ意味に於て獨立の保險種類ではなく、それ自身は海上保險なるか火災保險なるか生命保險なるかである。よつて、個々の再保險契約はその屬する當該保險種類に該當する客觀法の私法的規定の下に立つ³⁾。」と論じてゐる。再保險をもつてその前提保險たる海上保險なるか火災保險なるか生命保險なるかであるとする點に於て、既述の如く、彼を同種保險説に屬するものとも考へられ得るが、他方再保險を責任保險の一種としつゝ、また、責任保險一般よりこれを區別し、最後に、個々の再保險契約はその元受保險に該當する法律規定の下に立つと

1) V. Ehrenberg, Rückversicherung, S. 6.
 2) V. Ehrenberg, Rückversicherung, S. 6-9.
 3) V. Ehrenberg, Rückversicherung, S. 10.
 4) V. Ehrenberg, Rückversicherung, S. 48, 49.

せるところよりして、また、彼の説がこゝに謂ふ特殊責任保険説にも屬するものと見て大體に間違なきやうである。

レーヴィスの名著「保険法講義」はエーレンベルグの「再保険論」の刊行後僅に四年を経て出版されてゐるが、こゝでは、エーレンベルグの所論に於て啓蒙的ではあるがなほ未熟なる域を脱し得なかつた學說の數々に對して、補充を與へてゐる。その一例はこゝでも擧げられ得る。既述の如くレーヴィスも再保険をもつて責任保険の一種と概念する。しかも、また、エーレンベルグと同じく、再保険に關しては元受保険法規が決定的であると主張する。併し、彼は、エーレンベルグの如く同種保險説にも片足をひつかけるといふやうな不徹底に陥つてゐない。彼の場合は極めてはつきりしてゐる。

「元受保険者の填補責任は再保険者にとつての前提なるをもつて、別段の條件なき限り、元受保険の法規は再保険に對しても亦決定的である。」⁵⁾「そこで、再保険は、當該元受保険が屬する保險部門の法規の下に立つ。併し、これは、種々なる保險部門が擔保危險に從つて區別される場合に於てのみ、さうなのであつて、もし、保險部門の分類が保險の對象 (Gegenstand) に從つてなされる場合には、再保険は、決して、その基く元受保險が物保險なるか人保險なるかによつてその性質 (Charakter) を異にするものではない。従つて、再保険は、或るときは物保險、或るときは人保險として考へられ且つ呼ばれるべきではない。寧ろ再保險は常に物保險に屬するものである。」⁶⁾

なほ、この見解はドイツではリッター⁶⁾その他の多くの學者に於て、我が國では松本博士、烏賀陽博士等に於ても見ることが出来る。いま烏賀陽博士によれば最も明確に次のやうに説かれてゐる。

「再保險は其の性質上責任保險の類たることは、上來詳述したる所で明白になつたことと思ふ。さり乍ら再保險は其の經濟的使命が他の保險の種別殊に本來の意義に於ける所謂責任保險とは異なるものである。……單に文字通りに再保險の性質を適合せしむれば、固より相合致するものなれども、茲に所謂責任保險には其の前提となるべき保險は存立して居らない。之に反して再保險には其の前提として本來の保險が存するものである。此の本來の保險即ち元受保險を離れては再保險は其の存立の基礎を失ふものであるから、始めより責任保險として其の立場を有するものとは、法律規定適用の上に於て差異を生じなければならぬ、又差異を生ずるは當然である。」⁹⁾

5) W. Lewis, a. a. O., S. 119.

6) C. Ritter, Das Recht der Seeversicherung, Bd. I, S. 161. 477.

7) 例へば、Hager-Bruch, Reichsgesetzüber den Versicherungsvertrag, 1926, S.

8) 松本丞治著、保險法、大正四年、p.43. 44.

9) 烏賀陽然良、再保險の意義並に性質に就て、法學論叢、第一七卷第二號 P. 35, 36.

そして、この見解に立つとき、吾々は、從來の再保險關係法規をそのまま卒直に容認し解釋することが出来る。例へば、日本商法第六七四條第三項、イギリス海上保險法第九條・第六二條第九項、ドイツ商法第七七九條・第八六四條第三項等が海上保險の再保險は海上保險法規に従ふべきものとの立場をとり、また、我が保險業法第四條が、同一保險會社は生命保險と損害保險とを兼營するを得ないとの原則に對する例外として、生命保險の再保險に限つて生命保險會社これを營み得ると規定し、更に、ドイツ保險契約法第一八六條が「本法規へ海上保險及び再保險ニハ之ヲ適用セズ」として再保險に關しては該元受保險法規に依據せしめてゐること等についても、一々これを當然の規定として理解し得る。従つて、或る人々の如くに、これらの法規をもつて、海上保險を當該元受保險と同種の保險と看做すところの謂はゆる同種保險說の立場に立つものである、との無理な解釋を下さなくて済むのである。

要するに、この學說は、一方に於て責任保險說の大領を踏襲して再保險をもつて廣義の責任保險の一種であるとする點に於て法律的概念形式を備へて居り、しかも他方に於て、その被保險利益たる填補責任を吟味することによつて、即ち、再保險が必ず前提保險を有するといふ特質に基いて、再保險をば一般責任保險より區別しその法律的適用は當該元受保險關係法規に従ふべきであるとして再保險に特殊の法律的地位を與へてゐる點に於て、再保險の經濟的本質、即ち、再保險が常に當該元受保險とその運命を俱にする、換言すれば、同一危險に關して利害共同體を構成するといふその經濟的特殊性をもよく把握してゐると言ふことが出来る。従つて、この學說は、法律的一般的概念形式をとりつゝ且つ對象のもつ經濟的特殊性をも看過しないで居り、かくして、從來の諸說がとか

10) 例へば、村瀬春雄、海上保險講義要領、p. 322.

く一方に立つことによつて他方を顧なかつたために不十分な表明から脱し得なかつたに反して、これは謂はゞ総合的立場に立つことによつて再保険の法律的概念の構成に成功してゐる。

八 結 言

以上の考察によつて、吾々は法律學の領域に於ける再保険學說が過去數十年間に如何に目まぐるしき發展を遂げたかを知ることが出來た。ここでは、再保険は初期に於ける渾沌雜立せる概念規定の洗禮を受けたる後、漸く前世紀後期よりその本質が法律學者によつて眞面目に問題とせらるゝに至り、これよりこの方面に於ける眞摯なる幾多の研究が續けられた。が、その間、再保険は、或は民法上の組合契約であると論斷せられ、或は元受保険と同種の保険契約と考へられ、或は責任保険の一種であると一般的に規定せられ、或は責任保険ではなくして固有の保険に屬すると唱へられた。が、今日では、最後の到達點として、廣義の責任保険に屬するがそれが必ず元受保険の存在を前提とする點に於て通常の責任保険とは異なる、従つて、その法律的適用は當該元受保険關係の法規に據るべし、との結論にまで發展してゐる。ところで、この學說發展の跡を見るに、それは概言すれば、再保険のもつ經濟的特殊性を確實に把握し強く表明せんとする立場と法律的形式を守ることによつてその一般性を規定しやうとする立場との間に於ける争ひであつて、しかも、各學說はそれぞれ特質をもちこれに據つて他への修正をなしつゝ少しづゝ自己を發展せしめて來てゐる。そして最後に、二元的な仕方をとることによつて二つの立場を一應綜合して、一般的な概念の下に再保険を規定しつゝ且つ法律的適用を特殊化することによつてその經濟

的特殊性の可成り成功せる把握にまで到達してゐる。而して、吾々は、この場合終始この學說的發展をば單なる法律學說の發展として、なく經濟學的な立場から、何故にこれらの學說が生起交代せざるを得ざりしか、何故にそれが或る方向をとつて發展せざるを得ざりしかを考察したのである。かくすることが再保險の經濟的本質を究明する上に有效なる一方法と考へたからである。

なほ、こゝで讀者の注意すべきは、こゝに擧げたる諸學說が嚴密なる意味に於て本論に於ける如き順序をとつて發展したるものではないといふことである。蓋し、これらの學說はその萌芽を多かれ少なかれ既に初期の渾沌せる諸概念のうち胚胎して居り、また、例へば、こゝで屢々なせる引用によつて知らるゝ如く、既に、エーレンベルグの一八八五年の「再保險論」一冊の中に於て熟不熟の差こそあれこれらの諸學說の多くが同時に見出され得る程であつて、謂はゞ以前の殆んど同じ時代に雜然と存在してゐた諸概念の萌芽または先驅がその後の時の經過につれて少しづつ學說としての體系を具へて現はれたに過ぎないからである。